	(3) 補助ボイラー	電圧三十万ボルト以上のものの改造のうち、二十パーセントを超えるもの（ガス遮断器及び真空遮断器にあっては、三十パーセントを超えるもの）以上の遮断電流の変更を伴うもの
		7 遮断器であって、周波数低下による事故の拡大を防止するために設置するもののうち電気事業法（電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業をいう。）の用に供する電気工作物（電圧三十万ボルト以上のものに限る。）の設置
		8 改造であって、常用電源設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
	(4) 火災防護設備	改造であって、次に掲げるもの
		(1) 火災区域構造物又は火災区画構造物に係るもの
		(2) 消火設備に係るもの
		(3) 火災防護設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
	(5) 浸水防護施設	改造であって、次に掲げるもの
		(1) 外郭浸水防護設備に係るもの

万ボルト以上のものの改造のうち、二十パーセントを超えるもの（ガス遮断器及び真空遮断器にあっては、三十パーセントを超えるもの）以上の遮断電流の変更を伴うもの（中欄に掲げるものを除く。）	1 設置	修理であって、外郭浸水防護設備（防水区画構造物及び区画排水設備に限る。）に係るもの
	2 改造であって、次に掲げるもの	
	(1) 最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの	
	(2) 再熱器の最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの	
	(3) 安全弁の能力の変更を伴うもの	
	(4) 燃料の種類（原油又は原油以外の石油（液化石油ガスを除く。）の別）の変更を伴うもの	
	(5) 補助ボイラーに係る基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	
	3 取替え	
	4 修理であって、安全弁の取替えを伴うもの	
	5 貯蔵設備の設置	
他の者が設置する電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物（需要設備を除く。）と電気的に接続するための遮断器であって、電圧十七万ボルト以上のものの取替え	6 工作物（電気事業法第二十六条第一項の工作物をいう。）の設置	修理であって、火災区域構造物若しくは火災区画構造物又は消火設備に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの
		修理であって、外郭浸水防護設備又は内郭浸水防護設備（防水区画構造物及び区画排水設備に限る。）に係るもの

別表第二（第九条、第十二条、第十八条関係）

記載すべき事項			添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）
発電用原子炉施設の種類			
一般記載事項	1 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地（都道府県、郡市区町村字を記載すること。）		送電関係一覧図
	2 発電用原子炉施設の出力及び周波数（発電用原子炉別に記載すること。）		急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の崩壊の防止措置に関する説明書
設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	(1) 燃料貯蔵設備に係るもの	改造であって、次に掲げるもの	工場又は事業所の概要を明示した地形図
	(2) 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）	改造	主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図
	(3) 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	改造であって、次に掲げるもの	単線結線図（接地線（計器用変成器を除く。）につき、及び接地の種類も併せて記載すること。）
	(4) 内郭浸水防護設備（防水区画構造物及び区画排水設備に限る。）に係るもの	改造であって、次に掲げるもの	
	(5) 非常用取水設備	改造	
	(6) 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）	改造であって、次に掲げるもの	
	(7) 非常用取水設備	改造	
	(8) 敷地内土木構造物	改造であって、次に掲げるもの	
	(9) 緊急時対策所	改造であって、次に掲げるもの	

	(1) 緊急時対策所機能の変更を伴うもの
	(2) 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
ものの性能又は強度に影響を及ぼすもの	
修理であって、燃料貯蔵設備に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの	
修理であって、非常用取水設備に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの	
修理であって、敷地内土木構造物に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの	